

令4香南市監査委員告示第4号

令和4年2月28日付け03香南監委発第39号、令4香南市監査委員告示第2号により公表した定期監査結果報告書に基づき、措置を講じた旨の通知が香南市長及び香南市教育長からあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び香南市監査基準第17条の規定により、当該通知に係る事項を公表します。

令和4年3月23日

香南市監査委員	岩本 淳
同	有岡 正博
同	馴田 文雄

令和3年度の定期監査（財政援助団体関係）の結果に基づき、講じた措置の状況は下記のとおりです。

※原文の内容を変更しない程度に、一部校正しています。

記

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
(1) 補助金額の確定について	
<p>補助金額に関しては、香南市補助金交付規則（以下「交付規則」という。）第15条第2項で、「補助金の額は千円止まりとし、千円未満の端数は切り捨てる。」と規定されており、千円未満の補助金を交付する場合は、それぞれの補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）で規定する必要がある。</p> <p>しかしながら本監査において、交付要綱で規定されていないが、千円未満を切り捨てることなく、交付決定及び交付確定を行っている事例があった。</p> <p>また、実績報告での補助金対象経費が、交付決定額より少ない金額となっているにもかかわらず、交付決定額と交付確定額を同額で補助金検査調書兼確定書（以下「検査調書兼確定書」という。）を作成している事例も複数の課で見受けられた。</p> <p>今後は、補助金検査及び確定時において根拠法令に留意し、必要に応じて要綱の見直しを行い、戻入処理が必要な場合は速やかに対処されたい。</p> <p><該当課：地域支援課、防災対策課、商工観光課></p>	<p><地域支援課></p> <p>補助金額の確定額について千円未満を切り捨てることなく、交付決定及び交付金額の確定を行っていたことにつきましては、令和3年11月の監査講評を受け、速やかに補助金申請者へ申請額及び交付決定額についての訂正の説明とお詫びを行ったうえで補助金の返還をしていただきました。</p> <p>また、今後は根拠法令に基づき、十分な確認を行い適切な取扱いを行います。</p> <p><防災対策課></p> <p>交通安全推進市民会議補助金については、交付決定及び交付金額の確定を、千円未満を切り捨てることなく行っていましたので、速やかに申請者より補助金の返還をしていただきました。なお、令和3年度より「千円未満の額が生じた場合は、当該額についても補助金を交付するものとする。」と要綱の見直しを行いました。</p> <p>みんなで備える総合防災補助金については、交付決定及び交付金額の確定を、千円未満を切り捨てることなく行っていましたので、速やかに該当する申請者より補助金の返還をしていただきました。</p> <p>また、今後は根拠法令に基づき、適切な取扱いを行います。</p>

	<p><商工観光課></p> <p>香南市イベント事業費補助金の補助対象事業である「土佐赤岡どろめ祭り」につきましては、土佐赤岡どろめ祭り実行委員会に対し、補助金を交付しています。</p> <p>補助金実績報告書に記載された実績額は、補助金交付決定額と同額となっていました。が、添付書類の決算書の補助対象経費は、交付決定額より少ない金額が記載されていました。</p> <p>本来であれば、補助金検査時に気付き、補助事業者に修正を依頼する必要がありましたが、チェック抜かりにより、誤った金額で補助金交付確定をしてしまいました。</p> <p>今後は補助金関係書類を十分に精査し、適切な補助金の交付に努めてまいります。</p> <p>また、過交付となった補助金につきましては、土佐赤岡どろめ祭り実行委員会に説明を行ったうえで、返還をしていただきます。</p>
<p>(2) 補助金交付申請書の確認について</p>	
<p>補助金については、交付規則の他に補助金ごとに交付要綱を定めている。交付要綱において、補助金の申請に当たっては、消費税及び地方消費税額相当額を除くと規定しているにもかかわらず、消費税等を含めた金額での交付決定及び交付確定を行っている不適正な事例が複数確認された。</p> <p>今後は、補助事業者から申請書が提出された際には、根拠法令に留意し、書類内容を精査したうえで、適正な事務処理に努められたい。</p> <p><該当課：農林水産課、建設課></p>	<p><農林水産課></p> <p>香南市酪農振興費補助金を交付するにあたり、香南市酪農振興費補助金交付要綱第3条第2項において、消費税額を減額して申請しなければならないと記載されているにもかかわらず、消費税額の入った額で2名の申請を受け付け、支払をしていました。</p> <p>11月監査において指摘を受け、2名に12月3日に連絡をし、12月17日付けで補助金返還申出書が提出され、12月20日に返還されました。</p> <p>この件については、職員の認識不足と課内のチェック体制の不備が原因であったため、今後は適正な事務処理を行うよう職員に周知徹底いたしました。</p>

	<p><建設課></p> <p>香南市住宅リフォーム補助金交付要綱において、補助金の申請に当たっては、消費税及び地方消費税額相当額を除く工事費の2/10以内と規定しているにもかかわらず、消費税等を含めた金額での交付決定及び交付確定を行っている不適正な事例が1件確認されました。</p> <p>該当事案につきましては、対象者に経緯を説明し、本来の交付金額との差額を返納していただきました。</p> <p>今後は、補助事業者から申請書が提出された際には、根拠法令に留意し、書類内容を精査したうえで、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(3) 香南市農業共済収入保険助成事業費補助金について<農林水産課></p>	
<p>当該交付要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている農業者の経営安定化を目的とし、農業共済組合連合会の収入保険制度に係る加入者の保険料に要する経費を対象として、令和3年1月15日に制定し、公表の日から施行としている。</p> <p>しかし、令和3年3月に申請者から提出された交付申請書に添付されている100名以上の対象者からの委任状の日付は、全て令和2年11月から12月であり、当該交付要綱の施行日前となっている。</p> <p>また、委任状の様式は、当該交付要綱第5条で様式第2号として規定されているが、提出された全ての委任状には、交付要綱とは異なる補助金名が記載されている。</p> <p>そして、提出された交付申請の収支予算書と実績報告の収支精算書の金額単位は誤っており、非常に不適正な事務処理となっている。</p> <p>補助事業における交付要綱は、補助金交付</p>	<p>当補助金は令和3年1月15日に制定しましたが、申請者からの委任状は令和2年11月から12月となっていたことと、交付要綱とは異なる補助金名が記載されていました。</p> <p>その原因は、補助事業者が事務処理を円滑にすることを目的に、要綱の制定の前に準備をしていたことから生じたことと、担当職員の認識不足と課内のチェック体制の不備が原因でした。</p> <p>また、交付申請書と実績報告書のコピーが千円単位のところに円単位で記載をし、金額の根拠となる人数も記載されていないものを受け付けていました。直ちに事業者に訂正を指示し、正しいものが提出されました。</p> <p>この件も、補助事業者と担当職員の認識不足と課内のチェック体制の不備が原因でした。</p> <p>今後は適正な事務処理を行うよう職員に周知徹底をし、事業者に対しても適切な処理を行うよう指導しました。</p>

<p>事務における取扱いの基準を定めるものであり、交付事務は要綱に則って行わなければならない。</p> <p>今後は要綱等の内容を十分に理解し、補助金の一連の事務処理を把握したうえで、適正な交付に努めるとともに、課内のチェック体制についても見直しされたい。</p>	
<p>(4) 香南市認定農業者連絡協議会補助金について<農林水産課></p>	
<p>当該補助金においては、令和2年度における補助事業者からの交付申請書の提出日と交付決定通知日が、令和3年3月11日の日付けであり、各補助事業が概ね完了する年度末に近い時期となっている。</p> <p>また、検査調書兼確定書は、香南市事務決裁規程において法人及び団体に対する補助金の額を確定する場合は、市長までの決裁と規定されているが、課長までの決裁となっている。</p> <p>そして、交付規則第14条及び当該交付要綱第5条に規定された補助事業実績報告書が提出されていないほか、提出された事業報告書に提出者名及び提出日の記載がなく、誰がいつ何を実績の関係書類として提出したのか不明である。</p> <p>収支決算書の支出として記載されたものは、ほとんどが交付決定通知日以前に請求があったもので、本監査において補助対象経費と認められるものは、千円未満の手数料のみであるが、当該交付要綱には、補助金額千円未満についての交付規定がない。検査調書兼確定書の交付確定額は、交付決定額と同額の5万円としているが、補助対象経費として認められるものは千円未満であるため、確定額は0円とすべきと思われる。</p>	<p>決裁区分が市長までのところを課長決裁としており、実績報告書も提出されてなく、事業報告書は提出者の氏名も日付も記載がないものを受け付けていました。</p> <p>回議書については、決裁区分について再度確認をさせ、実績報告書については、直ちに提出するよう補助事業者に指示をして提出されました。</p> <p>また、補助金の交付決定以前に物品を購入し、支出を行っていました。これは交付申請と交付決定の処理を年度末の不適切な時期に処理を行っていたことが原因です。</p> <p>補助事業者と職員の認識不足が原因であり、補助事業者には交付決定前に事業を行わないことなどルールに沿った適切な処理を行うよう指導し、職員には申請や実績報告など書類の厳格な精査を行うよう周知徹底を行いました。</p>

<p>以上のことから事務処理としては、非常に不適正であると言わざるを得ない。</p> <p>補助金は公金であり、補助事業者に対し担当課は、法令に則った適正な事務処理を行うよう指導すべきである。</p> <p>再三にはなるが、課内での管理体制の見直しと個々の職員が根拠法令を改めて確認したうえで、補助金申請における履行確認を慎重に行い、適正な事務処理に努められたい。</p>	
<p>(5) 香南市パークゴルフ推進補助金について<生涯学習課></p>	
<p>当該交付要綱は、令和2年4月に制定されているが、申請者から提出された補助金交付申請書、補助金交付決定通知書が、旧の交付要綱の様式を使用しており、不適切な事務処理となっている。</p> <p>申請書は、管理を委託している指定管理者に提出するため、交付要綱を新たに制定し、申請書の様式を変更するのであれば、その旨を担当課より事前に連絡をすることで、このような誤りは防げたはずである。</p> <p>周知が不十分であったために、申請書の様式の改善がいかされていない結果となっている。担当者は、要綱を熟読し、法令に則った事務処理や必要事項の情報共有に努め、課内でのチェックを適正に行われたい。</p>	<p>当該交付要綱は、令和2年4月に制定され、申請書等の様式が変更されているにもかかわらず、旧要綱の様式を使用し、不適切な事務処理を行ってきたものです。</p> <p>令和3年4月からは、新要綱を適用した事務処理を行っていますが、より一層、法令を確認し、課内でのチェック体制の強化を図り、内容を精査した適正な事務処理に努めてまいります。</p>
<p>3 総 括 <企画財政課></p>	
<p>今回の監査において、以前より指摘を行ってきた交付要綱の制定及び改正、実績報告書の提出及び検査調書兼確定書の作成などは、改善されてきている。これは、補助金交付事務の総括課である企画財政課の市単独補助金についてのマニュアル作成や研修会開催の成果と思われる。</p>	<p>市単独補助金の事務処理マニュアルの内容を指摘事項に合わせて更新し、全職員に対して周知いたします。また、今後も継続して市単独補助金の研修を職員向けに行い、適正な事務執行に対する意識向上と事務の改善に取り組みます。</p>

しかしながら、担当課において交付要綱を新たに制定又は改正をしていながら、要綱に則った事務処理ができていないケースが複数みられ、担当者が要綱を理解できているのか、課内においてもチェック体制及び法令の認識ができているのか、懸念を抱かざるを得ない。

また、決裁区分が所属長までとなる補助金の事務処理において不備が散見された。補助金事務の所管課においては、関係法令の再確認を必ず行い、課内の決裁時におけるチェック体制の強化など管理体制を見直し、適正な事務執行に努められたい。

そして、企画財政課には、引き続き補助金交付事務について周知徹底を行い、研修会の継続など、今後も職員の適正な事務の執行に対する意識向上と事務の改善に努めることを望むものである。